

# 報 道 資 料

令和3年12月1日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 杉村、山口  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第262号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第223号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年12月1日
  - ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
  - ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（高田警察署）
  - ◎ 対象行政文書：ア 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）  
イ 交通違反に係る調査依頼の回答案の作成について（伺）
- 
- ◎ 諮問に係る処分と理由
    - 決 定：一部開示決定
    - 不開示部分：ア 決裁枠の印影の一部、関係職員の氏名の一部  
イ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部  
ウ 警察電話内線番号の一部  
エ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料  
オ 起案用紙の起案文の一部  
カ 不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部
    - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア  
条例第7条第2号に該当  
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の指名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
    - イ 上記不開示部分のイ  
条例第7条第2号に該当  
道路交通法違反の調査に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
    - ウ 上記不開示部分のウ  
条例第7条第6号に該当  
担当者個人に割り当てられた番号であり、公にすることにより、警察内部における情報通信業務が妨げられるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
    - エ 上記不開示部分のエ  
条例第7条第2号に該当  
不服申立てに関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
    - 条例第7条第6号に該当  
不服申立てに関する情報であり、開示することにより、申立人が公になることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなどし、正確な事実関係の把握等が困難になり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
    - オ 上記不開示部分のオ  
条例第7条第2号に該当  
道路交通法違反の調査に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
    - カ 上記不開示部分のカ

条例第7条第2号に該当

不服申立てに関する情報であり、特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第4号に該当

道路交通法違反事件捜査に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

交通指導取締りに関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

警察官による事案の調査内容に関する情報であり、開示することにより、今後、詳細な調査結果の記載をちゅうちょするなど、不服申立てに関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

## ※審査請求の対象は、上記不開示部分イ、エ、オ及びカ。

### ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

### ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県外に居住する者が、運転免許証を更新した際に異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行ったことにより、平成26年4月から同年11月までの間において、住居地を管轄する都道府県警察から、奈良県内での交通違反等の状況を確認するために送付された照会文書及び実施機関が作成した回答書の起案文書であり、高田警察署が保有していたものである。

本件行政文書のうち、他都道府県警察からの照会文書については、本件異議申立て事案に係る参考書類として、本件異議申立てを行った者（以下「本件異議申立人」という。）が提出した異議申立書、交通違反の告知票、裁決書及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）の運用に係る通知文書が、実施機関が作成した起案文書については、回答書及び異議申立てに係る交通違反の資料が添付されている。

これらの文書には、本件異議申立人の情報として処分年月日、処分の内容、免許交付日、氏名、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業、登録（車両）番号並びに交通違反の日時、場所、違反の内容及び同乗者の情報、切符番号、免許証番号、運転免許交付処分の処分庁及び異議申立ての相手先が記載されている。

#### 2 本件決定の妥当性について

##### （1）本件不開示情報について

実施機関は、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について条例第7条第2号に、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料」について条例第7条第2号及び第6号に、「不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部」について条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するとして不開示にしているのに対し、審査請求人は実施機関が条例第7条第2号を適用したもののうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として不開示とした部分並びに同条第4号及び第6号（警察電話内線番号を除く。）を適用した部分の開示を求めている。

##### （2）条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人

が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

### (3) 不開示情報該当性について

ア 「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について

「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」及び「起案用紙の起案文の一部」について、諮問実施機関は条例第7条第2号に該当すると主張しているのに対し、審査請求人は同号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ことを理由として不開示とした部分の開示を求めているため、以下検討する。

審査請求の対象となっている情報は、「交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の一部」については、本件異議申立てに係る運転免許証交付処分（以下「本件処分」という。）の年月日（以下「処分年月日」という。）及び本件処分の内容であり、また、「起案用紙の起案文の一部」については、本件処分を行った処分庁及び本件異議申立ての相手先である。

本件開示請求は、本件行政文書の保有・作成期間を平成26年4月から同年11月までに区切って行われたものであるが、当該期間において、本件開示請求に該当する事案は高田警察署における1件のみであったことから、本件行政文書に記載された処分年月日及び本件処分の内容については、本件異議申立人であれば、自らが行った異議申立てであることが分かることと認められる。また、処分の内容については、特定の個人を識別することはできないが、異議申立てを行った理由が分かる記述であり、当該理由は、通常、異議申立人が他人に知られたくない情報であると認められることから、条例第7条第2号後段に該当する。

また、本件処分を行った処分庁及び異議申立ての相手先についても、請求対象文書の時期及び件数と照合することで、当事者が自己の情報が開示されていることを了知するなど、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第2号後段に該当する。

イ 交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料について

交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料について、諮問実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているため、以下検討する。

当該添付資料の内容は、本件異議申立人が提出した異議申立書、交通違反の告知票、裁決書及び道交法の運用に係る文書である。

これらの文書は、本件異議申立人から住居地の都道府県公安委員会に提出されたもので、その全体が個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。また、当該情報は、前述のとおり、異議申立てを行った理由が分かるものであることから、条例第7条第2号前段及び後段に該当する。

そして、交通違反処分に係る審査請求の審議は非公開とされていることから、同号ただし書きアには該当せず、さらに、イ及びウに該当しないことは明白である。

また、諮問実施機関は、異議申立てに関する情報を公にすることが前提となると、今後、異議申立て等を行おうとする者が異議申立て等を行うことをちゅうちょし、実施機関の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

当該行政文書は、自動車運転免許処分に対する不服申立てに係る他都道府県からの意見照会に添付されていた異議申立書及び添付書類であり、不服申立事務に係る文書であることから、条例第7条第6号本文に該当する。

一般に、実施機関に対する異議申立ては、実施機関の職務の性質上、申立者に個人に対する実施機関の処分に係る係争であって、それ自体が申立者自身の利害、社会的評価、人格と密接に関わる機微な情報であると考えられる。このような不服申立てに関する情報の性質を考慮すると、申立者は異議申立て等に関する情報は公にされないものと期待していると考えられることから、当該情報を公にすることにより申立者との信頼関係が損なわれることになり、今後、実施機関に対し不服申立て等を行おうとする者が、不服申立て等を行うことをちゅうちょすることが予想される。

また、一般に、審査請求に係る事案の審議は、条例第7条各号の不開示情報を扱うことから非公開により行われている。このため、都道府県公安委員会の判断の過程に係る文書を開示することとなると、審議の具体的内容やその適否について個々の委員等に対して個別に働きかけが行われることが推測されるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、交通違反に係る関係書類の送付について（依頼）の添付資料については、条例第7条第2号及び第6号に該当する。

ウ 不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部について

諮問実施機関が、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当すると主張している異議申立てに対する意見書及び添付資料の一部について、以下検討する。

これらは他都道府県警察からの照会に対する回答としての意見書の案及び不服申立てに係る交通違反（以下「本件交通違反」という。）の資料であり、不服申立人の情報として処分年月日、処分の内容、免許交付日、氏名、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業、登録（車両）番号並びに交

通違反の日時、場所、違反の内容及び同乗者の情報、切符番号、免許証番号、運転免許交付処分の処分庁及び不服申立ての相手先が記載されている。これらの情報は、3（3）アで検討したとおり、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であり、また異議申立ての理由が分かる記述であることから、条例第7条第2号前段又は後段に該当する個人情報である。また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、諮問実施機関は、それらの文書に記載された交通違反の現認時の状況や現認の場所、取り調べの状況（以下「本件交通違反に係る記述」という。）について、条例第7条第4号に該当する旨主張している。

諮問実施機関の説明によると、本件交通違反に係る記述は交通取締りに係る捜査の手法、技術、体制等に係るものであり、これを公にすると、実施機関の活動内容を分析し、取締りを逃れるための対抗措置をとられ、交通違反を不当に免れる危険運転を誘発し、若しくは助長するおそれがある又は検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれがあるなど、交通違反の取締りに影響を与え、その結果、道路交通における公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすこととなるとのことである。

交通違反には、刑罰の対象となる行為と、刑罰の対象とならない行為があるが、この点について、事務局を通じ、諮問実施機関に確認したところ、両者の取締りの手法、技術、体制等は共通しているため、本件交通違反に係る記述を開示することは、すなわち刑罰を科せられる可能性がある行為の取締りの手法等を開示することとなることから、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを免れようとする状況が想定されるところであり、本件交通違反に係る記述が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することになるおそれは否定できない。

したがって、当該交通違反の取締りに係る情報は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

これらのことから、不服申立てに対する意見書及び添付資料の一部については、条例第7条第2号及び第4号の不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年12月12日		
② 決定	平成27年1月23日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成27年1月28日		
④ 諮問	平成27年2月12日		
⑤ 経過	令和3年3月24日	第251回審査会	審議
	令和3年4月23日	第252回審査会	審議
	令和3年7月2日	第253回審査会	審議
	令和3年8月3日	第254回審査会	審議
	令和3年10月1日	第255回審査会	審議